



山形県公報

平成25年11月15日（金）
第2496号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（最上総合支庁子ども家庭支援課）…1205
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁福祉課）… 同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）…1206
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（ 同 ）…1207
- 土地改良事業の計画変更の認可……………（ 同 ）…1208
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………（森 林 課）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同
- 民有保安林の指定施業要件の変更……………（ 同 ）…1209
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課）…1211
- 同……………（ 同 ）…1212
- 同……………（置賜総合支庁建設総務課）… 同
- 事業の認定……………（用 地 課）… 同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………（危機管理課）…1214
- 大規模小売店舗の新設の届出……………（商業・まちづくり振興課）…1216
- 裁決手続開始の決定……………（収用委員会）… 同

## 告 示

### 山形県告示第1021号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地                   | 障害児通所支援の種類  | 指定年月日      |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------|------------|
| 特定非営利活動法人ウイング<br>新庄市十日町2749番地 | キッズサポート ことばのつばさ<br>新庄市若葉町1番7号 | 児 童 発 達 支 援 | 平成25.11. 1 |
| 同                             | 同                             | 放課後等デイサービス  | 同          |

### 山形県告示第1022号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                     | 障害福祉サービスの<br>種類 | 指定年月日       |
|----------------------------------|---------------------------------|-----------------|-------------|
| 有限会社なごみの部屋<br>米沢市門東町二丁目 8 番38号   | 香房hiyori<br>米沢市福田町二丁目 3 番169号   | 就労継続支援（A<br>型）  | 平成25. 11. 1 |
| 同                                | ジョブスクールひより<br>米沢市福田町二丁目 3 番169号 | 就 労 移 行 支 援     | 同           |

## 山形県告示第1023号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、最上川中流土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成25年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所            |
|----------|-----------|----------------|
| 理 事      | 武 田 清 一 郎 | 山形市大字谷柏1410-10 |
| 同        | 荒 木 利 孝   | 同 大字内表88       |
| 同        | 小 林 幸 一 郎 | 同 大字上反田42      |
| 同        | 吉 田 晃     | 山辺町大字要害621-1   |
| 同        | 高 野 稽 理   | 山形市大字門伝114     |
| 同        | 森 谷 正 志   | 同 下条町1-4-62    |
| 同        | 東 海 林 貞 悦 | 同 大字渋江248      |
| 同        | 山 口 和 夫   | 同 大字前明石43      |
| 同        | 松 田 良 吉   | 同 大字中野282      |
| 同        | 安 達 藤 治   | 同 大字吉野宿582     |
| 同        | 石 澤 慎 一   | 同 大字下樫沢989-8   |
| 同        | 広 谷 五郎左エ門 | 同 大字村木沢523     |
| 同        | 海 和 盛 行   | 同 大字漆山2505     |
| 同        | 日 下 部 昌 博 | 同 大字志戸田1009    |
| 同        | 遠 藤 勇     | 同 大字中野25       |
| 同        | 門 間 重 助   | 同 大字柏倉709-1    |
| 監 事      | 田 苗 良 一   | 同 千歳2-15-26    |

|   |         |                 |
|---|---------|-----------------|
| 同 | 斎 藤 嘉 雄 | 同 陣場 1 - 3 - 34 |
| 同 | 江 口 順 市 | 山辺町大字山辺856      |

## 山形県告示第1024号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、最上川中流土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成25年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所              |
|----------|-----------|------------------|
| 理 事      | 武 田 清 一 郎 | 山形市大字谷柏1410-10   |
| 同        | 荒 木 利 孝   | 同 大字内表88         |
| 同        | 小 林 幸 一 郎 | 同 大字上反田42        |
| 同        | 吉 田 晃     | 山辺町大字要害621-1     |
| 同        | 東 海 林 貞 悦 | 山形市大字渋江248       |
| 同        | 松 田 良 吉   | 同 大字中野282        |
| 同        | 安 達 藤 治   | 同 大字吉野宿582       |
| 同        | 石 澤 慎 一   | 同 大字下樫沢989-8     |
| 同        | 広 谷 五郎左エ門 | 同 大字村木沢523       |
| 同        | 海 和 盛 行   | 同 大字漆山2505       |
| 同        | 日 下 部 昌 博 | 同 大字志戸田1009      |
| 同        | 遠 藤 勇     | 同 大字中野25         |
| 同        | 門 間 重 助   | 同 大字柏倉709-1      |
| 同        | 吉 田 嘉 弘   | 同 大字村木沢298       |
| 同        | 栗 野 省 三   | 同 大字長谷堂98        |
| 同        | 大 築 義 雅   | 同 下条町 1 - 4 - 59 |
| 監 事      | 斎 藤 嘉 雄   | 同 陣場 1 - 3 - 34  |
| 同        | 江 口 順 市   | 山辺町大字山辺856       |

|   |         |             |
|---|---------|-------------|
| 同 | 設 楽 静 雄 | 山形市長町2-8-19 |
|---|---------|-------------|

**山形県告示第1025号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画（維持管理）の変更を次のとおり認可した。

平成25年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
二口堰土地改良区
- 2 認可年月日  
平成25年10月31日
- 3 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第1026号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
天童市大字山元字二ノ沢山2132の6・2132の27（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
イ 主伐に係る伐採種は、定めない。  
ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び天童市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第1027号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
米沢市笹野本町字橋本山57245、字釈迦沢山一7248、7249、字釈迦沢山二7253から7256まで、7258、7259の1、7259の2、7261、字金山下一7290、字山神堂7292から7295まで、字馬口山二7296の2から7296の4まで、7296の6、7305の1、7305の2、7306、7307、字馬口山一7329の1、7329の6
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

- イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第1028号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。  
平成25年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
寒河江市大字谷沢字平野山1561・1572・1574の1・1578（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）、1577、1583の1、1589の12、1589の13
  - (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
寒河江市大字谷沢字平野山1561・1572・1574の1・1578（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）、1577、1583の1、1589の12、1589の13
  - (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西村山郡大江町大字三郷字袖山乙1411、乙1412、乙1418、乙1801の1、乙1801の3、乙1801の6、乙1823の1、乙1894、乙1895
  - (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東根市大字関山字赤滝山3186の1、3186の2、3186の19から3186の24まで
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東根市大字関山字萱倉山3184の2（次の図に示す部分に限る。）、3184の63
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東根市大字沼沢字ザラメキ2706の1、字片倉2707の1、字サルハナ2708の1、字山梨2701の1、字大ヒナタ2702の1、字唐沢2703の1、字外原2704の1、字吉沢2715、字キッサ沢2716の1
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 次の森林については、主伐は択伐による。  
字ザラメキ2706の1、字片倉2707の1、字サルハナ2708の1
    - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
    - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東根市大字泉郷元沢渡字コンタン山2440、字沼山2441（次の図に示す部分に限る。）、字影沢2504の1（次の図に示す部分に限る。）、2504の2、字萱株沢山2505、大字泉郷元後沢字上平山3254の1（次の図に示す部分に限る。）、字船木山3260、字烏畑山3255、字鬢重木山3256の1、字林戸山3258の1、3258の2、3258の3、字長畑山3253の1、3253の2、字猪鼻山3261
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 次の森林については、主伐は択伐による。

- 字コンタン山2440・字沼山2441・字影沢2504の1・2504の2・字萱株沢山2505・字上平山3254の1・字船木山3260・字烏畑山3255・字鬢重木山3256の1（以上9筆について、次の図に示す部分に限る。）
- (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東根市大字関山字女滝3164の2、3164の20、3164の37、3164の38、3164の23、3164の24、3164の25
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 9 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東根市大字沼沢字向山153の8、184の3、184の4、184の8から184の11まで、2000の2、2000の3、2690の1から2690の11まで、2690の14、2690の16から2690の31まで、字土木原267の2、305の2、305の3、306の3、306の4、307の1、307の4、309の2、312の2、324の2、325の3、339の1、339の2、2631の1、2638、2638の1、2639、字蛇木2668の1、字洪梁2668の2、字松倉2669の2、2669の3、2670の1、2670の2、字横台2689の1から2689の10まで、字立石2724の1から2724の13まで、字表山2725の1から2725の11まで、字松倉2727の1から2727の11まで、字越石2728の1から2728の6まで、2728の8から2728の13まで、2728の15から2728の34まで、字牛ヶ沢2729の1から2729の13まで
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所並びに大江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第1029号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成25年11月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成25年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 新庄戸沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                    | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                    | 延 長                       |
|----------------------|---|------|--------------------------|---------------------------|
| 新庄市大字升形字カツコ淵1953番5から |   | 旧    | 24.6 <small>メートル</small> | 252.8 <small>メートル</small> |
| 同 1589番2まで           |   |      | 10.4                     |                           |
| 同                    | 上 | 新    | 29.6 <small>メートル</small> | 同 上                       |
|                      |   |      | 11.6                     |                           |

**山形県告示第1030号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成25年11月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成25年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 真室川鮭川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                        | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                    | 延 長                        |
|--------------------------|---|------|--------------------------|----------------------------|
| 最上郡真室川町大字川ノ内字水上沢3247番1から |   | 旧    | 27.2 <small>メートル</small> | 1499.0 <small>メートル</small> |
| 同 字大石川山2946番5まで          |   |      | 7.0                      |                            |
| 同                        | 上 | 新    | 43.0 <small>メートル</small> | 1473.5 <small>メートル</small> |
|                          |   |      | 11.8                     |                            |

**山形県告示第1031号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年11月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成25年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 399号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                    | 延 長                     |
|------------------------|---|------|--------------------------|-------------------------|
| 東置賜郡高畠町大字安久津字中道667番6から |   | 旧    | 10.6 <small>メートル</small> | 871 <small>メートル</small> |
| 同 大字小郡山字山際44番1まで       |   |      | 9.2                      |                         |
| 同                      | 上 | 新    | 16.3 <small>メートル</small> | 同 上                     |
|                        |   |      | 9.9                      |                         |

**山形県告示第1032号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成25年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称  
朝日町
- 2 事業の種類  
和合地区地域交流センター整備事業及びこれに伴う農業用水路設置工事
- 3 起業地  
(1) 収用の部分 西村山郡朝日町大字和合字北又地内



(2) 使用の部分 なし

#### 4 事業の認定をした理由

##### (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

和合地区地域交流センター整備事業（以下「本体事業」という。）は、地域住民の地域活動の拠点及び地域住民の安全を確保するための防災拠点としての機能を持つ施設を建設するものであり、土地収用法第3条第32号に規定する「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により起業地に隣接する耕作地のための農業用水路が遮断されることから、従来の機能の維持、回復を図るための農業用水路の設置工事（以下「関連事業」という。）は、土地収用法第3条第5号に規定する「国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本体事業及び関連事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

##### (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である朝日町は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

##### (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 朝日町では、平成20年3月に第5次朝日町総合発展計画を策定し、「いつの時代も自信と誇りを持ち、住みたい、ずっと住み続けたい、魅力のあるまちをつくる」という基本目標を達成するため、「ともに考え、ともに築くまちをつくる」及び「交流による活力のあるまちをつくる」の2つの地域づくりの理念を掲げている。

本件事業の対象地区である朝日町和合地区では、人口減少及び少子高齢化等の社会情勢の変化に伴い、地区内の小学校である和合小学校が閉校することとなった。それまでの和合小学校の役割は、単に教育施設としてだけでなく、敬老会、青年会及び婦人会等の地域活動の場並びに「和合りんごまつり」等の各種イベントの開催場所として、地域における交流拠点としても長年利用されてきた。また、大規模地震発生時には、臨時に生活する場所としての収容避難所に位置づけられており、災害時の地域住民の防災拠点施設の役割も担っていた。

しかしながら、平成25年3月に旧和合小学校の建物が取り壊されたことに伴い、和合地区の地域交流の拠点及び災害時の地域住民の防災拠点が失われた状態となっている。

本件事業は、第5次朝日町総合発展計画に掲げるまちづくりの目標の実現に向け、和合地区の地域力を向上させ自立した地域づくりを可能とする交流拠点及び災害時に地域住民の安全を確保するための防災拠点として、新たに施設を建設するものである。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、本件事業を施行する区域には希少動植物や文化財等は確認されていないこと、また、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられるものの、工事機械作動時の防音に十分に配慮する等の措置を講じることから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 本件事業の起業地については、

(イ) 地域交流センターとして、地域住民の自主性の地域づくり活動や交流活動を行うための施設機能を整備するために必要な面積を確保できること

(ロ) 駐車スペースや屋外広場、災害時のオープンスペースが確保できること

(ハ) 交通のアクセス性や地域住民の利便性が優れていること

(ニ) 子どもや高齢者でも利便性や安全性が確保できること

(ホ) 用地取得に要する経費、造成費が効果に対して適正な価格であること

等の基準により、3候補地を選定し比較検討を行った結果、起業地は、事業に必要な面積が確保できること、用地取得費用と造成費を含めたトータルコストが最も安価であること等から、最適と認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較検討した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地

は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ 現在、和合地区の中で地域住民が交流できるような施設は、和合地区内の5地域にそれぞれ設置されている小さな公民館しかなく、敷地面積や収容可能人数等の問題から、和合地区全体で交流を図ることは不可能な状況となっている。

また、これまでは、和合小学校の建物が、和合地区の収容避難場所として活用されていたが、既に和合小学校の建物は取り壊されており、かつ、他の適当な施設も無いことから、現在の状況では災害時における地域住民の安全を確保することが難しい状態となっている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲には、一時的な利用に供されるものは存在せず使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることは合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

朝日町建設水道課

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、消防防災ヘリコプターの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日 時 平成25年12月26日（木）午後1時30分

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 消防防災ヘリコプター 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成27年3月20日（金）

(4) 納入場所 仕様書による。

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年2月15日付け県公報第2419号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課消防救急・保安担当 電話番号023(630)2228
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課消防救急・保安担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成25年12月6日（金）午前11時までに山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課消防救急・保安担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Fire Helicopter 1 Unit
- (2) Time limit for tender: 1:30 P.M. December 26, 2013
- (3) Contact point for the notice: Firefighting, Ambulance and Safety Representative, Crisis Management Division, Crisis Management and Public Safety Bureau, Environment and Energy Department, Yamagata

Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2228

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに鶴岡市役所において平成26年3月15日まで縦覧に供する。

平成25年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
くらしのセンターコープ千石  
鶴岡市長者町8番25号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
生活協同組合共立社 鶴岡市宝田一丁目3番23号  
代表理事理事長 松本政裕
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
生活協同組合共立社 鶴岡市宝田一丁目3番23号  
代表理事理事長 松本政裕  
有限会社木村屋 鶴岡市山王町9番25号  
代表取締役社長 吉野隆一
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成26年6月30日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,405平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 51台
  - (2) 駐輪場の収容台数 16台
  - (3) 荷さばき施設の面積 168.24平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 38.35立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
イ 生活協同組合共立社 午前9時から午後10時まで。ただし、年間10日は午前7時から午後10時まで  
ロ 有限会社木村屋 午前9時から午後10時まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後7時まで
- 8 届出年月日  
平成25年10月29日
- 9 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年3月15日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成25年11月15日

山形県収用委員会

会 長 浜 田

敏

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事（山形県米沢市万世町桑山字東屋敷地内から同市万世町桑山字下神林地内まで及び同市中田町字宮ノ後地内から同市窪田町小瀬字江中子地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した不動産の表示等  
所在：山形県米沢市万世町桑山字下屋敷

| 地 番  | 地 目 |     | 公簿上の面積（㎡） | 実測面積（㎡） | 収用しようとする土地の面積（㎡） |
|------|-----|-----|-----------|---------|------------------|
|      | 公簿  | 現況  |           |         |                  |
| 682番 | 畑   | 雑種地 | 95        | 99.77   | 99.77            |

- 4 土地所有者の氏名及び住所  
持分126分の5 高橋 久憲  
住所不明  
持分84分の1 高橋 正  
住所不明  
持分252分の239 国土交通大臣 太田 昭宏  
東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及び権利の種類  
な し
- 6 裁決手続の開始を決定した日  
平成25年11月5日

平成25年11月15日印刷  
平成25年11月15日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056